

工作物石綿事前調査者講習申込書兼修了考査再受験申込書



受講日	令和 年 月 日 ~ 月 日			
申込の種類	どちらか	工作物石綿事前調査者講習		
	に○印	終了考査再試験		

旧姓又は通称の修了証への併記を希望の方は○を入れ別紙に記入

FAX 0829-34-3014

フリカナ			生年月日		
受講者氏名			昭和・平成・令和	年 月 日 () 歳	
現住所	郵便番号			自宅電話	
	都・道・府・県			携帯電話	
				FAX	
フリカナ			ご担当者 氏名	TEL	
会社名				FAX	
勤務・所属先所在地	郵便番号				

工作物石綿事前調査者講習

下記の受講記号(1)から(12)のうち該当する記号に○印を付けて下さい。また、添付書類等欄にて求められている証明書類を申込書に添付して下さい。

受講記号	○印	受講資格	必要な添付書類及び(従事)経験証明
(1)		労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
(2)		学校教育法による大学(短期大学を除く)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して2年以上の実務の経験を有する者	実務経験 + 卒業証書の写し又は卒業証明書原本
(3)		学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるもの)に限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後(4)において同じ)、工作物に関して3年以上の実務の経験を有する者	
(4)		学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して4年以上の実務の経験を有する者(3)に該当する者を除く)	
(5)		学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して7年以上の実務経験を有する者	
(6)		工作物に関して11年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明
(7)		労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して5年以上の実務を有する者	実務経験証明 + 修了証の写し
(8)		建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明
(9)		環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る)に関して2年以上の実務経験を有する者	
(10)		労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	従事経験証明
(11)		労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	
(12)		第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、工作物石綿事前調査に関して5年以上の実務経験を有する者	実務経験証明 + 作業環境測定士登録証の写し

実務(従事)経験年数 昭和・平成・令和 年 月 日から 昭和・平成・令和 年 月 日まで (通算 年 月)

キャタピラー教習所(株)広島教習センター長殿 受講資格にかかる記入事項に相違ないことを証明します。

事業所(行政機関)名 _____ 社印 _____ 代表者印 _____

代表者氏名 _____

所在地 _____

修了考査再受験

- キャタピラー教習所にて修了考査再受験申込みが可能な方とは、我社で講義を修了し、かつ、修了考査が不合格な状態であり、再受験実施日が「受講証明書」の修了考査再受験有効期限内である方が再受験可能となります。
- 修了考査再受験を申込む際は、「受講証明書」の写しを必ず添付して下さい。「受講証明書」の添付が無い場合は、再受験を認めません。

受講者本人による署名	運転免許証	修了証	住民票	在留カード	実務証明	実施管理者印	修了証受領印又は署名
	本人確認						
免除要件							

※私は上記の通り相違ないことを証明いたします。また、受講規約を確認し、これに同意の上受講します。※受講規約は上覧をご覧ください。

受講当日に本人(氏名、生年月日)及び免除要件確認書類は必ず原本をご持参願います。

お客様各位へ当社は個人情報をおの目的で利用させていただきます。※下記にご同意いただけない場合は窓口までお申しつけ下さい。

・受講申込書の内容及び受講資格等の確認 ・講習案内の送付 ・受講料の支払い方法、入金状況の確認 ・お客様からのお問い合わせや資料請求への対応 (R7.7)

＜受講規約＞

- | | |
|--|---|
| 1) 本人確認、一部免除要件確認ができない場合は受講できません。 | 7) 本申込書の写真は以下の場合には不可となります。
スナップ写真、着帽、顔や頭の一部が欠損、デジカメ撮影、コピー印刷 |
| 2) 申込書、一部免除申請書に虚偽があった場合は、修了証の発行後でも無効となります。 | 8) 悪天候及び天災により、講習日を変更する場合があります。 |
| 3) 講習中の無断退去、試験時の不正行為、他者への暴力・妨害行為があると退去及び失格となります。 | 9) 講習中は、携帯電話やメール使用、写真及び動画撮影は禁止です。 |
| 4) 一旦、受講されますと如何なる理由があっても受講料の返金はできません。 | 10) 講習には修了試験があり、不合格時には受講証明書を発行し
有効期限内には修了考査再受験が可能です。(別途受験代を要します) |
| 5) 受講料は前納とし受講開始日の3日前まで振込み頂けない場合は受講できません。 | 11) サンドルやスリッパなど講習に適さない服装では、受講をお断り
します。 |
| 6) 車検切れや不正改造の車両は構内に乗り入れはできません。 | 12) 場内での事故・盗難・侵害等につきましては一切責任を負えません。 |

--	--

--	--

- この面には……
- 1、免許証等カード類は、表裏両面を原寸コピーし、上の枠内にのり付け添付してください。
 - 2、手帳タイプの証明証は、発行者名のページも必要です。
 - 3、パスポート類は原寸コピーし、のり付けはしないでクリップで添付して下さい。
- ※ 添付するコピーは記載の文字、写真、押印等が鮮明に確認出来る事。
※ 添付する免許証、修了証等の氏名、生年月日と申し込み書本人記載と同一である事。
※ この受講に必要な書類(写し)は一切貼らないで下さい。

受講要件に必要な書類の写し(コピー)

- 1、必要な技能講習修了証
- 2、大学・高校等の専門学科の卒業証明証